

県たばこ税

この税は、日本たばこ産業株式会社等が県内のたばこ小売店にたばこを売り渡すときに課税されるもので、皆様がたばこを購入するときその代金の中に含まれています。

■ 納める人

製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(外国たばこ輸入業者)、卸売販売業者

■ 納める額

1,000本あたり	
国たばこ税(国税)	6,802 円
たばこ特別税(国税)	820 円
県たばこ税(県税)	1,070 円
市町村たばこ税(市町村税)	6,552 円
合計	15,244 円



■ 申告と納税

日本たばこ産業株式会社等が毎月の売り渡し分を翌月末日までに県の鹿児島地域振興局課税課に申告し、納めます。

■ たばこは地元で買いましょう!

たばこ税は、たばこが買われた所の県や市町村の収入となって、皆様のくらしに役立てられます。

ゴルフ場利用税

この税は、ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。

■ 納める人

ゴルフ場を利用した人



■ 納める額

ゴルフ場の平日のビジターの利用料金やホール数によって、次のとおり8段階に分かれています。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税額	400円	480円	560円	640円	800円	960円	1,120円	1,200円

■ 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用した人から料金と一緒に税金分も受け取り、毎月分を翌月の15日までに県の各地域振興局・支庁に申告し、納めます。

■ 非課税

次の利用者については、課税されません。(該当する旨の証明がある場合に限りです。)

- 18歳未満の人
- 70歳以上の人
- 障害者
- 国民体育大会(公式練習含む)参加選手(同大会ゴルフ競技としての利用に限りです。)
- 学生、生徒及び教員(学校の教育活動としてゴルフを行う場合に限りです。)
- 国際競技大会(公式練習含む)参加選手(同大会ゴルフ競技としての利用に限りです。)

■ 市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の70%に相当する金額が、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。